

## 市税の軽減・免除

☎ 税務課 ☎ 23-2162

税制改正により、震災で被害を受けた人は、次の市税の軽減措置等を受けられます。

### 1. 住宅や家財などに被害を受けた場合の市県民税の軽減措置

住宅・家財・自家用車などに損害を受けた人は、所得税と同様に、損害金額に基づき計算した金額を所得から控除することで市県民税の軽減措置を平成 23 年度から受けることができます。また、損失額が大きく、雑損控除額が引ききれない場合の損失の繰越しが 5 年となります。所得税の確定申告で雑損控除を申告していれば、市県民税の手続きは不要です。

ただし、平成 23 年度市県民税について 13 ページに掲載している市県民税の減免の適用を受けた人は、翌年度分から雑損控除の適用を受けた方が有利になる場合があります、この場合、市県民税の申告が必要です。

### 2. 住居等に被害を受けた場合の固定資産税の軽減措置

滅失・損壊した住宅の敷地の固定資産税は、申告により引き続き住宅用地として軽減措置を翌年度から受けることができます。

また、滅失・損壊した家屋の買い替えなどをした場合は、それらに係る固定資産税について軽減措置を受けることができます。

### 3. 被災した軽自動車などに係る税の扱い

震災により滅失・損壊した軽自動車は、軽自動車税を課税しません。また、滅失・損壊した自動車・軽自動車に代わる軽自動車を取得した場合、平成 23 年度から 25 年度までの各年度分の軽自動車税が非課税となります。

※用途（自家用・営業用）を変更して取得する場合は、対象になりません。

## 後期高齢者医療保険料の減免

☎ 税務課国民健康保険税担当 ☎ 23-5147

後期高齢者医療保険料は、宮城県後期高齢者医療連合の決定を受け、対象となる人を減免します。

### ◆対象者

震災により住家に被害を受け、り災証明書により半壊以上の判定を受けた人

※ 6 月の改正で、損害保険の補てん額などは考慮せず、り災証明書の判定に基づき減免決定されることになりました。

### ◆減免される保険料

平成 22 年 3 月分および平成 23 年度分

### ◆減免割合

損害の程度	減免割合
全壊	全部
半壊・大規模半壊	2 分の 1

### ◆提出書類

減免申請書、り災証明書の写し

### ◆減免の決定

宮城県後期高齢者医療連合で減免決定を行います。

※申請期間・申請場所は、市税（料）の減免（13 ページ）と同じ

## 水道料金の減免

☎ 給水課業務係 ☎ 24-1111

震災により、水道の使用料等を減免します。

### ◆減免内容

- ①対象期間の基本料金はすべて減免
- ②地震による給水装置破損の漏水があった場合は、申請により使用料（水量料金）を過去 3 カ月の平均使用水量で算定し、差額を減免
- ③住宅等の損壊で水道が使用できなかった場合は、申請により減免

※③の減免を受ける場合は、り災証明書が必要です。

### ◆減免対象期間

平成 23 年 4 月分（使用期間：3 月の検針日から 4 月の検針日まで）

### ◆申請窓口

大崎市水道お客様センター（☎ 0120-366-171）



◀平成 23 年 4 月 1 日から、リオーネふるかわ 1 階に開設している大崎市水道お客様センター

## 震災に伴う税制上の措置

☎ 古川税務署 ☎ 22-1711

震災で被害を受けた人の負担を軽減するために、次のような税制上の措置があります。

このほかにも、各種の税制上の措置が講じられて

あり、国税庁のホームページ（<http://www.nta.go.jp/index.htm>）に掲載されています。詳しくは、税務署までお問い合わせください。

### 【各種税制上の措置】

	税制上の措置	概要
1	所得税の軽減または免除	震災により住宅や家財などに被害を受けた人は、特例により平成 22 年分の所得税の軽減・減免を受けることができ、確定申告などの手続きを行うことにより税金の還付を受けられる場合があります。
2	源泉所得税の徴収猶予・還付	所得税の軽減または免除が受けられる人は、給与・公的年金・報酬料金に係る源泉所得税徴収猶予や還付を受けることができます。
3	住宅借入金等特別控除の特例	住宅借入金特別控除の適用を受けていた住宅に居住できなくなった場合でも、控除期間は引き続き適用を受けることができます。
4	財産形成型住宅（年金）貯蓄の利子等の非課税	震災で被害を受けたことにより、払い出しを受ける人は、その払い出しに係る利子等は課税されません。
5	納税の猶予	財産に相当な損失を受けた人や、国税を一時に納付することが困難な人は、納税の猶予を受けることができます。
6	予定納税額の減額	平成 23 年分の所得税の見積額が、予定納税基準額に満たないと見込まれる場合は、予定納税額を減額することができます。
7	自動車税の還付・買い替え車両の自動車重量税の免除	震災に被災して廃車した自動車の自動車重量税の特別還付や、買い換え車両に係る自動車重量税の免除が受けられます。（軽自動車を含む）

## 国民年金保険料の減免

☎ 市民課年金係 ☎ 23-6079  
古川年金事務所 ☎ 23-1203

震災により、住宅、家財、その他の財産について、おおむね 2 分の 1 以上の損害を受けた場合、本人の申請に基づき、国民年金保険料が全額免除になります。

ただし、将来、老齢基礎年金を受給する場合、免除期間については年金額が減額されます。免除された期間は、10 年以内であれば、保険料を「追納」することができますので、年金額を満額に近づけるためにも追納をお勧めします。

申請する場合は、震災前の財産の概要とその価格を把握してきてください。

### ◆免除期間と申請期限

免除期間	申請期限
平成 23 年 2 月～6 月	平成 24 年 4 月 2 日
平成 23 年 7 月～平成 24 年 6 月	平成 24 年 7 月 31 日

免除期間：平成 23 年 7 月～平成 24 年 6 月

申請期限：平成 24 年 7 月 31 日

### ◆申請に必要なもの

年金手帳、印鑑、国民年金被災状況届（申請窓口にあります）、申請する人が同一世帯員以外であれば委任状

### ◆申請窓口

古川年金事務所、市民課（市役所本庁舎 1 階）または各総合支所市民税務課